

【会費等納入規程】

2014年 4月 1日制定

2015年 6月14日改正

2025年 4月 1日改正

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費の納入について必要事項を定めるものとする。

第2章 会費

第2条 前条の会費は、次のとおりとする。

正会員

- | | |
|----------|------------|
| (1) 入会金 | 10,000円 |
| (2) 再入会金 | 10,000円 |
| (3) 会費 | 6,000円（年額） |

賛助会員

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 会費 | 20,000円（年額） |
|--------|-------------|

2 診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り、入会金および初年度会費を免除する。

第3条 入会金及び会費納入は、本会指定の納入方法に従い収めるものとする。

第4条 会費納入期限は、当該年度の 9月30日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者についてはこの限りではない。

第3章 会費免除

(名誉会員の免除)

第5条 定款第5条による名誉会員は、会費の納入を免除する。

(会費の終身免除)

第6条 表彰規程第2条第1項3号に該当する会員で、公益社団法人日本診療放射線技師会の会費等納入規程第8条に該当する会員は、本会に30,000円納付することにより、満60歳の翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

(長期療養者等の免除)

第7条 会員が療養のため1年以上離職した者は、申請により会費免除の扱いを受けることができる。

2 会員が出産・育児・介護・災害等のやむを得ない事情による場合には、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

第8条 本規程に基づき会費の免除扱いを受けようとする者は、その旨を本会に申請し理

事会の承認を受けるものとする。

- 2 理事会は第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。
- 3 第7条による会費の免除は、2年を超えないものとする。

第4章 改廃

第9条 この規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得る。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定は、2015年 6月14日に改正施行する。
- 3 この規定は、2025年 4月 1日に改正施行する。

【旅費規程】

2014年 4月 1日制定

2024年 6月17日改正

第1条 会長は、会務のため役員及び会員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、旅費を支給する。

第3条 この規程における旅費は、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費について適用する。なお、支給額は次のとおりとする。

- (1) 日 当 行動日数に応じ、1日あたり県内 1000 円／県外 3000 円を支給する。
- (2) 事業活動費 地域健康まつり等でスタッフとして活動した場合、事業活動費として時間に応じ、半日 2000 円／1日 4000 円／県外 4000 円を付加支給する。
- (3) 宿泊費 宿泊数に応じ1夜あたり 12000 円を支給する。ただし宿泊地が大都市圏（東京、大阪、京都、名古屋、福岡、札幌、仙台、神戸）は 15,000 円とする。
- (4) 鉄道賃 鉄道旅行について、旅程に応じ旅客運賃により支給する。ただし、特別急行列車および新幹線を利用した場合は特別急行料金または新幹線料金を付加支給する。
- (5) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (6) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (7) 車 賃 陸路旅行（鉄道を除く）について、路程に応じ公共交通機関の旅客運賃により支給する。

第4条 旅費は、原則として勤務地又は居住地を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務上必要と推認できる場合又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

2 旅費の請求及び精算は、所定の旅費請求・領収書の提出を必要とする。

3 特別な事由による出張の場合は、第1項、第2項にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第5条 他の団体から旅費が支給される場合は、この限りではない。

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、2024年 6月 17日に改正施行する。